

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年6月から46年3月まで
② 昭和46年7月から同年9月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

私が会社を退職後、私の妻が昭和45年6月にA都道府県B区役所C出張所において夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。国民年金保険料を納付する際、前月分が未納にもかかわらず、当月分を先に納付するということはなかったため、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人夫婦は昭和45年6月にA都道府県B区役所C出張所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は46年5月に連番で払い出されていることが確認できる上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には同年6月22日発行の記載があることから、このころ、申立人夫婦は国民年金に加入したものと考えられる。しかし、この時点で、申立期間①に係る国民年金保険料は過年度保険料となり、同出張所において納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしている申立人の妻に聴取しても、さかのぼって国民年金保険料を納付したとする記憶は無い。

さらに、申立人夫婦が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①

の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であるとともに、国民年金手帳記号番号が払い出された時期以降については、申立期間②及び③を除き、申立人夫婦は国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②及び③の前後を通じた生活状況に大きな変化は認められない。

また、申立期間②については、年度の一部に国民年金保険料の未納がある場合に作成されるべき特殊台帳が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年6月から46年3月まで
② 昭和46年7月から同年9月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

私の夫が会社を退職後、私が昭和45年6月にA都道府県B区役所C出張所において夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。国民年金保険料を納付する際、前月分が未納にもかかわらず、当月分を先に納付するということはなかったため、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人夫婦は昭和45年6月にA都道府県B区役所C出張所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は46年5月に連番で払い出されていることが確認できる上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には同年6月22日発行の記載があることから、このころ、申立人夫婦は国民年金に加入したものと考えられる。しかし、この時点で、申立期間①に係る国民年金保険料は過年度保険料となり、同出張所において納付することはできない。

また、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしている申立人に聴取しても、さかのぼって国民年金保険料を納付したとする記憶は無い。

さらに、申立人夫婦が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①

の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であるとともに、国民年金手帳記号番号が払い出された時期以降については、申立期間②及び③を除き、申立人夫婦は国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②及び③の前後を通じた生活状況に大きな変化は認められない。

また、申立期間②については、年度の一部に国民年金保険料の未納がある場合に作成されるべき特殊台帳が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 42 年 6 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 21 日から同年 7 月 11 日まで

私は、昭和 42 年 6 月 21 日付けで株式会社A製作所B本社からグループ会社である株式会社Cに転籍した。

申立期間は継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録に1か月の空白があるのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、在職証明書及び申立人の元上司の記憶により、申立人は、昭和 42 年 6 月 21 日付けで株式会社A製作所B本社からグループ会社である株式会社Cに転籍し、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に「算定により6月から出勤」と記載されているところ、社会保険事務所では、当該記載について、「被保険者報酬月額算定基礎届により申立人の6月分からの給与（6月からの勤務）を確認し、その旨を被保険者原票に記載したものと考えられ、また、事業所が当該算定基礎届に記載しているということは、当然に厚生年金保険料の控除を伴っているものと推認される。」としている。

さらに、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人を含む6人について、資格取得日が昭和 42 年 7 月 11 日と記載されて

いるところ、申立人以外の5人の当該原票には「取得年月日訂正届42.9.13」と押印されていること、及び申立人より3か月程度前の同年4月3日に株式会社A製作所B本社から株式会社Cに異動した3人の同僚の厚生年金保険被保険者記録に空白期間が無いことから、事業主は、申立人についても異動日である同年6月21日を資格取得日とする訂正の届出を社会保険事務所に行っていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月、48年6月、51年3月から同年5月までの期間、52年2月から同年10月までの期間、56年8月から57年5月までの期間、58年12月から59年4月までの期間及び59年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月
② 昭和48年6月
③ 昭和51年3月から同年5月まで
④ 昭和52年2月から同年10月まで
⑤ 昭和56年8月から57年5月まで
⑥ 昭和58年12月から59年4月まで
⑦ 昭和59年8月から同年9月まで

私は、勤務していた会社を退職する度に、自分で町役場に出向き、国民年金の加入手続を行うと同時に、国民年金保険料を納付することが困難であるとして免除申請を行ったことを覚えている。免除申請結果の通知はもらっていないが、申立期間については、国民年金保険料が全額免除されたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間には、国民年金に加入できない20歳前の期間（申立期間①）及び制度上申請免除の対象とならない任意加入対象期間（申立期間⑦）が含まれている上、国民年金保険料の免除申請に対する承認又は却下については、申請者に通知することとされているが、申立人は、免除申請結果の通知をもらっていないとしているなど申立内容には不自然さがみられる。

また、申立人が申立期間において居住していたA町及びB町（現在は、C市）が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿並びに社会保険事務所が保管する特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録には、申立人が申立期間

において国民年金に加入していた記録は無い上、申立期間は、制度上申請免除ができない申立期間①及び⑦を除いても5回に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったこと又は免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から48年3月まで
社会保険庁から届いた「ねんきん特別便」を見ると、申立期間について、国民年金に加入していない記録になっていた。

私は、昭和46年6月26日にA社B支店を退職し、C市に戻った際、C市役所本庁で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。その後、同市役所から送付されてきた納付書を使い、D信用金庫E支店で、毎月、国民年金保険料を納付していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月26日に会社を退職し、C市に転入した時に国民年金に加入したと述べている。

しかしながら、申立人は、当該時点で、老齢厚生年金受給資格期間(240月)を満たしているため、申立期間については、国民年金の任意加入被保険者として任意加入申出年月日が国民年金被保険者の資格取得年月日となる所、申立人に係る特殊台帳及びC市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人は、昭和48年4月28日に任意加入したものと記載されており、申立期間は未加入期間であったことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿には、申立期間である昭和48年3月以前の納付記録欄に「この月以前納付不要」と押印されている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を2度行った記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 20 日から 43 年 7 月ごろまで

私は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、昭和 36 年 6 月 20 日に被保険者資格を喪失している旨の回答があった。しかし、同社には、43 年 7 月中旬ごろまで勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の記憶から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは昭和 36 年 3 月 1 日から同年 9 月 2 日までの期間であり、申立期間の大部分は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚は、申立人とほぼ同時期の昭和 36 年 6 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、「最初の数か月は厚生年金保険料を控除されたが、それ以降は控除されていなかった。」と述べている。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての記憶が定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 10 日から 36 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 31 年 1 月から 45 年 4 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の家族（現事業主）は、申立人が申立期間に同社に勤務していたと述べているほか、申立人による勤務状況に係る説明が具体的であることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 9 月 1 日であり、申立期間のうち、31 年 1 月 10 日から 35 年 8 月 31 日までの期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

さらに、前述の被保険者原票によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 9 月 1 日付けで 10 人が被保険者資格を取得している一方、申立人が一緒に入社したとする二人の同僚の資格取得日は、一人は申立人と同日の 36 年 5 月 1 日、もう一人は同年 8 月 1 日となっている上、申立人と同

日に被保険者資格を取得している別の同僚は、「自身の入社日については記憶していないが、入社時には厚生年金保険に加入しておらず、途中で加入したことを覚えている。」と述べていることから、同社では、新規適用時に一斉に社員を資格取得させず、順次、資格取得させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 31 日から 6 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にはA社に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録によれば、同社において厚生年金保険に加入していなかったことが分かった。私は、B社を辞めた後すぐにA社に勤務しており、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 6 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の事務担当者は、同社は平成 5 年 7 月 31 日に解散したB社の事業を引き継いでおり、申立人についても継続して雇用していたものの、申立期間は適用事業所でなかったことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと述べている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間については、A社の事業主及び同僚にも厚生年金保険の加入記録は無く、同僚の中には国民年金に加入し国民年金保険料を納付している者が確認できる上、申立人は、B社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同日の平成 5 年 7 月 31 日に、健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。